

生駒市自治基本条例に基づき取り組むべき事項

大分類	中分類	小分類	具体的事項	関連条文	担当課意見
1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(1) まちづくりにおける市民との参画と協働	①市民自治協議会の個別要件を検討	市民自治協議会に関する個別要件（組織、運営方法、権限、義務、事業（所掌事務等）、支援等）について検討する必要がある。	第43条	市民活動推進課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治協議会は、小学校区単位以下を基本として、自治会をはじめ、各種団体、NPO 団体等が地域の課題を話し合い、解決できるように自発的に設置される組織である。組織を設置され、活動が活発化してくると、地区内の自治会を筆頭に各種団体のネットワーク化や相互補完が図られ、地区の課題にきめ細かく対応でき、地区住民の皆さんの満足度があがることが考えられる。</li> <li>・市民自治協議会の中心を担っていく役割である自治連合会では、今年度より市民自治協議会の結成も視野にいれて、小学校区単位での役員選出に会則の改正を行なうとともに、先進地への視察も行っている。</li> <li>・設立にあたっては、行政主導でなく、あくまで地域住民による自発的設立によることが前提であるが、設立の必要性・メリットを周知していきながら、機運を高めることが必要と思われる。その手法については、今後市民自治推進会議にて検討を行っていくことになるが、先進地視察を行った自治連合会の意見も聞きながら、進めていくことが望ましいと思われる。</li> <li>・運営方法については、自発的に行われる活動であること、また、地区ごとによって地区内での課題・目標等が異なることも考えられることから、構成団体での協議において決定していくのが基本であると考えますが、行政側からも先進地の情報提供も行いながらアドバイスをしていく必要もある。</li> <li>・権限等については、任意団体でなく公共的団体となるために、権限・権能を持つことになるが、実際に設立に向けての協議中に、どういったことをしていくという目標・課題等が出てくる中で、行政としてできる支援（金銭・人的）とともにどういった権限を持つていくのがふさわしいのかを協議していくことになる。</li> </ul>
1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(1) まちづくりにおける市民との参画と協働	②市民の参画と協働を推進するための、条例及び推進指針等を検討	市民の参画と協働の活動や手続のメニュー、市民と行政のマッチング等のルールを検討する必要がある。	第5、7、14、18条	市民活動推進課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政側には、協働事業とは、市民と行政の担当課（者）が、同時進行で業務を担い、業者への業務委託とはその役割が異なることや、市民の専門性を事業に反映することが目的であり、決して「コスト削減」を目的としてはならないなど、意識におけるルール作りや、公益活動を行う団体全てが、法人格を有してはならないため、協働事業を担う団体の条件に、法人格の有無は問わないなど、契約に関するルール作りも必要である。</li> <li>・協働事業を担う団体は、団体運営にかかるマネジメント力を高め、団体の自主性、自発性のもと自らの役割を認識し活動を行うとともに、市民に対して理解を求める姿勢が必要となる。</li> <li>・市民には、まちづくりの主体であることを認識し、自主的、主体的に様々な形態で公益活動に参画することが求められる。</li> </ul> <p>こうした、市民・団体・行政向けの指針を定めるものとして「市民参画条例」（仮称）を策定していくこととする。</p>
1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(1) まちづくりにおける市民との参画と協働	③市民参画の配慮規定の見直し(附属機関等の設置及び運営に関する取り扱い指針等)	審議会等の委員の選任については、地域、性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設ける。	第39条	企画政策課 <p>平成20年に策定した附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針について、当該附属機関における委員の男女比率及び年齢の規定を設けているが、地域及び国籍等への配慮についての規定がなされていないことから、平成21年12月に本条例に基づいた指針になるよう見直しを実施する予定である。</p>
					総務課 <p>○審議会等の委員の選任について  行政処分、不服審査等に関する事項を取り扱う附属機関であるため、公募による委員の選任を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員</li> <li>・生駒市政治倫理審査会委員</li> </ul> <p>○生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員公募要綱により、応募資格が定められているが、「附属機関等の委員の公募に関する基準」に沿って、公募の範囲の拡大について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員</li> </ul>

1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(1) まちづくりにおける市民との参画と協働	③市民参画の配慮規定の見直し(附属機関等の設置及び運営に関する取り扱い指針等)	審議会等の委員の選任については、地域、性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設ける。	第39条	契約検査課	「生駒市入札監視委員会」 現在、生駒市入札監視委員会は大学教授、弁護士、公認会計士の3名の委員(うち1名は生駒市在住)によって構成されており、本年10月1日に委員の委嘱を行ったばかりである。入札監視委員会における検討事項は、多角的な見識と高度な専門性が必要で、公募委員はなじまないと考える。 また、議事の公開については、入札制度における利害関係者が傍聴に参加すると、委員の自由な発言が妨げられる恐れがあるため、会議を非公開としている。 なお、議事録の公表は既に行っている。
					市民課	「生駒市住居表示審議会」については、設置根拠を「生駒市住居表示審議会条例」で定めており、委員の委嘱については、同条例の中で「学識経験のある者」「関係行政機関の職員」「その他市長が必要と認める者」としています。 また、所管事項は、「市の主導または紛争処理的な案件等」に限定しているため、審議会が当面開催される予定はなく、「住居表示」という特殊性も鑑みながら、今後において、性別、年齢等への配慮を含めて検討していきたい。
					福祉支援課	「生駒市ハートフルプラン委員会」においては、これまでから、市民公募委員も参画し、同委員会会議を運営しているが、今般の市民参画の配慮規定の見直し(附属機関等の設置及び運営に関する取り扱い指針等)にあたり、平成22年度中に、地域、性別、年齢、国籍等への配慮及び、原則として市民公募委員を設けることについて、同委員会設置要綱への明文化の必要性も含め、検討する。
					児童福祉課	「生駒市保育所運営委員会委員」においてはすでに公募を実施しているが、「生駒市保育所運営委員会規則」には公募の実施が明記されていないため、「その他市長が必要な者」として行っている。 今後は、他の附属機関の整備に合わせて、改正を行いたい。 小平尾南児童館運営審議会委員については、審議会が当面開催される予定はなく、次回開催時に公募委員の選出については検討したい。
					都市計画課	「都市計画審議会」の委員選任については、その審議内容が専門的なものであることから、一般市民を公募により選任することはなじまないと考えている。 なお、市内の各種団体代表として、商工会議所、農業委員会、自治連合会、婦人団体から、それぞれ委員に就任いただき、専門の立場から、審議に参加していただいています。 また、今年度に設置した、都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会については、自治基本条例の趣旨等を踏まえ、広く市民の皆さんの意見を反映しながら計画策定を行っていくため、公募による市民委員の選任をはじめとして、市民参加による策定作業を進めていく予定です
					開発指導課	「生駒市開発事業審議会」につきましては、設置根拠を「生駒市開発事業の適正化に関する条例」で定めており、委員の委嘱については同条例の中で、「議会の議員」「学識経験者」「その他市長が必要と認める者」としています。上記を踏まえ、開発事業という特殊性も鑑みて、市民公募による委員の選任はなじまないと考えております。
					みどり推進課	「生駒市緑の市民委員会」 生駒市では、市民と行政の協働により「緑の基本計画」に掲げた「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現を目指している。 本市の緑の都市環境を保全・創造する施策への市民提案の反映や市民の理解を得た施策の総合的かつ計画的な推進の必要性から平成19年2月に生駒市緑の市民委員会を設置した。 本委員会の委員については、広く市民の意見を取り入れるため、花と緑のプラットホームである「花好き・自然好き市民交流サロン」からの人材の登用をはじめ、市民公募を行い選任している。 今後においても、積極的な市民参画と協働のもと施策を実施するとともに、本委員会の委員の選任についても、附属機関等の設置及び運営に関する取り扱い指針の規定を踏まえ選任する予定である。

1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(1) まちづくりにおける市民との参画と協働	③市民参画の配慮規定の見直し(附属機関等の設置及び運営に関する取り扱い指針等)	審議会等の委員の選任については、地域、性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設ける。	第39条	教育総務課	現在、所管する各委員会については、「附属機関等の設置及び運営に関する取扱い指針」に基づき運営しており、今後も同様に対応する。 ・子どもたちの確かな学力育成のための検討委員会 ・生駒市立学校通学区区域制度検討委員会 (H21年度～休会中) ・生駒市学校結核対策委員会
					人権教育課	生駒市外国人住民教育推進懇話会では、委員の選任については学識経験者、関係団体の代表者及び公募による市民からとしており、地域、性別、年齢、国籍等への配慮は既に行っている。また、平成20年度から市民公募を実施し、現在1名の公募委員を委嘱している。
					生涯学習課	現在、所管している各委員会における検討事項は、各方面の関係者や高度な識見を有する方が必要で公募委員になじまないと考える。 ・生駒市文化財保護審議会 ・生駒市社会教育委員会議 ・生駒市放課後子ども教室運営委員会
1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(1) まちづくりにおける市民との参画と協働	④市民自治活動に対する支援策を検討	1 (1) ②の市民の参画と協働を推進するための条例などを整備する中で、支援の対象、内容等を検討する。	第42条	市民活動推進課	・現在は「生駒市まちづくり活動支援事業」として、①市テーマ設定型(5テーマ、上限50万円)、②団体自由提案型(上限20万円)事業の募集を行い、市内公益活動団体が行う公益活動事業に対し、補助金の交付を行なっている。また、市内各自治会に対し、自治振興補助金、地区集会所補助金、防犯灯電気料金補助金等の交付を行っている。 ・「生駒市まちづくり活動支援事業」は19年度から開始し、3年ごとに見直しを行なう予定である。また、公共公益活動を行なう団体の支援として、「公用車市民貸出制度」を検討中である。 ・市民と行政の協働促進の啓発を行う段階では、規模が小さい団体でも、協働事業を実施できるよう、事業規模を様々に設定する必要がある。また、協働事業の中でも、団体支援を目的に盛り込むものについては、団体の負担軽減のために、各提出書類の作成を必要最小限とし、その作成についても公平性を保ちながら、事前指導を行う必要がある。市民活動推進センターらポートでは、団体の書類作成力を高める研修会を実施していく。(平成22年1月2月実施「企画力・プレゼン力を高める」) また、今後は、市民と行政協働のまちづくりへの支援や、市民と市民とが行なうまちづくりの支援についても検討する。
1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(1) まちづくりにおける市民との参画と協働	⑤職員の参画と協働への積極的な取り組みの検討	地域で行われるまちづくり活動へ職員も市民の一人として参画できる仕組みづくりの構築を検討する必要がある。	第17条	職員課	職員の積極的な参画を図るためには、職員の意識改革と活動に参加しやすい環境づくりに努める必要がある。 市民やNPOとの協働事業の推進や自治会活動など地域活動への積極的な参加により、職員の意識は向上する。 また、職員研修等の機会を通じて意識改革を図るなどの取り組みも検討する。 これまでも、ボランティア休暇の導入などにより、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めているが、今後、活動に参加しやすい環境づくりの構築をさらに多方面から検討していく。
1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(2) 市民の意見が反映したまちづくり	①市民の要望等が、政策立案等に反映できる仕組みを検討	法令遵守推進条例の運用や新たな取り組みとして政策提案制度(市民が具体的な政策を提案し、その提案を受けた市が、提案内容を踏まえて何らかの意思決定を行うとともに、提案の概要や考え方を公表する制度)等を検討する必要がある。	第28条、 29条	企画政策課	政策や事業等の提案については、現在、タウンミーティングやききみみポストなどでなされており、また事業レベルでは現在市民活動推進課が実施している「まちづくり活動支援事業」においてある程度の提案制度が確立されているが、政策提案制度については、一定の要件や対象となる案件が必要と考えられることから、他都市の事例等を踏まえ検討を行う。

<p>1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり</p>	<p>(2) 市民の意見が反映したまちづくり</p>	<p>①市民の要望等が、政策立案等に反映できる仕組みを検討</p>	<p>法令遵守推進条例の運用や新たな取り組みとして政策提案制度(市民が具体的な政策を提案し、その提案を受けた市が、提案内容を踏まえて何らかの意思決定を行うとともに、提案の概要や考え方を公表する制度)等を検討する必要がある。</p>	<p>第28条、29条</p>	<p>広報広聴課</p>	<p><b>【現状と課題】</b>  現在、市民からの意見、要望、苦情等は以下の方法で取り扱われている。  ① 窓口での意見、要望、苦情等  法令遵守推進条例により要望等記録兼報告書を作成し、監査委員事務局で取りまとめ、ホームページで公表している。  ② お問い合わせメール  データで記録が残っているが、広く共通の問い合わせについてのみホームページで公表している。  ③ ききみみポスト  職員間で情報共有はしているが、回答内容等の記録が周知徹底されておらず、投書された内容や対応についても、年1回の広報紙への掲載でごく一部を公表しているのみ。  ④ 要望、陳情  建設部に係るものについては、広報広聴課へ処理についての報告があり記録として残すことが出来ているが、他の部署の分については、広報広聴課で受付後、どのように処理されたのか追跡できていない。公表もしていない。   上記②～④については、回答を要する分についてはすべて何らかの対応はしているが、どのような意見、要望、苦情等があり、それらがどう処理されているかなどの記録を広聴担当課として残す仕組みが確立されておらず、市民への公表も出来ていないため、市民の協働・参画という点では不透明な部分がある。   <b>【今後の必要とされる取り組み】</b>  ・「お問い合わせメール」・「ききみみポスト」・「要望、陳情」については、広聴担当課として処理過程を含めた記録を残す仕組みを確立する。(平成22年度中)  ・「お問い合わせメール」・「ききみみポスト」・「要望、陳情」についての内容等を市民に公表する。(平成22年度中)</p>
<p>1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり</p>	<p>(3) 情報の共有</p>	<p>①市民との情報の共有</p>	<p>参画と協働によるまちづくりの前提として、情報を共有できる仕組みづくりを検討する必要がある。</p>	<p>第4条</p>	<p>企画政策課  総務課</p>	<p>情報共有の仕組みづくりについては、現在積極的に市政情報の公開に取り組んでいるところであり、企画政策課においては、平成18年度から作成している「生駒市の事業と予算」を市民により分かりやすくなるよう、編成や内容を変更するなどの対応により一定の情報共有はできているものとする。  今後の情報共有の仕組みづくりについては、全庁的な取り組みが必要であることから、各課における協力体制の強化を図るとともに、広報紙やHPへの情報の積極的な掲載などを検討し、新たな仕組みづくりの構築に取り組んでいきたい。   所管する条例の改正はないと考える。  (理由)  市民と市の情報共有を推進するための重要な取組みとして、情報提供と情報公開の制度がある。  情報公開については、市民の知る権利の明記や対象公文書の範囲の拡大、土地開発公社、出資法人、指定管理者の情報公開について規定するとともに、市民に利用しやすい制度となるように情報公開条例の改正を行い、より情報公開の推進に努めた。  情報提供施策の充実については、情報公開条例第24条で「市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に利用できるよう、広報活動、行政資料の提供その他実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。」との規定がある。  運用については、実施要綱で定めている。  「情報を共有できる仕組みづくりを検討」  市民が必要としている情報を的確に把握し、わかりやすくタイムリーに提供しなければならず、さらに、一方的な提供だけでなく、市民と行政の双方向の情報を共有するなどの課題はあるので、全庁的に検討する必要がある。</p>

1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(3) 情報の共有	②市民への情報提供	政策意思の形成過程全般を対象に、市民に対する情報提供の仕組みを制度化することを検討する必要がある。	第21条	広報広聴課	「市の事業やイベントは主に何で知りますか」というたけモニを行ったところ、約80%が広報紙で情報を得るという結果が出ていることから、広報担当課としては、広報紙への掲載が最も有効な情報提供手段であると考えます。
					企画政策課	現在、政策意思の形成過程の情報提供として、次年度の実施計画や予算編成における各査定段階の公表などに取り組んでいるところであるが、現在策定中である第5次総合計画の進行管理を行うため設置を予定している委員会において、市の施策や事業等が総合計画に基づいたものとなっているか等の審議を行っていくことから、この審議の過程において市民に対する情報提供もなされていき、制度化されていくものと考えている。
1 市民が主体となつてつくる、参画と協働のまちづくり	(4) 市民投票制度	①市民投票の制度の検討	市民投票を制度として、常設型又は個別型の投票条例にするのか又、投票請求、発議、投票資格、成立要件、運用方法、結果の取り扱い等について検討する必要がある。	第44条、 45条	企画政策課	市民投票制度については、全市的な問題に対して市民の意見を問うものであるが、要件次第では頻繁に住民投票が安易に行われる場合も出てくることが予想され、また投票制度の構築には関係課との十分な協議が必要である。
					選挙管理委員会事務局、	平成21年9月、10月号の『選挙』誌に掲載された「川崎市における住民投票制度の創設」の記事を参考にすると、住民投票の実施に向けて検討すべき課題として <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票の執行権者</li> <li>・住民投票の発議（直接請求のように署名収集を発議の要件とするのか）</li> <li>・投票資格者</li> </ul> 投票人システムの構築 投票資格者名簿の調製 <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票や開票に関する事務等  当日投票所・期日前投票所・不在者投票場所  選挙長・選挙立会人・投票管理者・投票立会人・事務従事者  公選法における各不在者投票の住民投票での取扱い</li> <li>・投票運動  公営制度  公報</li> <li>・啓発</li> <li>・不服申立て・異議の申出等</li> <li>・投票事務を通じて必要な文書の整理、帳票様式の決定</li> </ul> 以上の項目を挙げている（もちろんこれらは大項目に過ぎない）。 選挙管理委員会事務局は投開票事務についてノウハウを保有しており、また、これらの項目を検討する際に参考にしなければならない公職選挙法、日本国憲法の改正手続に関する法律（通称国民投票法）、地方自治法（直接請求に関する事項）についての知識もあることから、仮称生駒市市民投票条例の制定や同施行令及び施行規則の制定にあたって検討委員会が設置された場合には、住民投票を執行するためにはどういった内容を盛り込むべきかについて詳細に検討し、専門的立場からオブザーバーとして市長部局へ意見を述べていくことが適当と考える。 しかしながら、予想されるそれらの事務は平易ではない。 選挙管理委員会事務局は、平成22年1月24日執行予定の市長選挙後は、5月18日施行の国民投票法に向けて国民投票システムの構築及び導入、平成22年7月参院選、同年9月には選挙システムの入替えとスケジュールがあるため、住民投票について意見を述べさせていただく機会は、内容を充実させるためにも、来秋以降を希望したい。
					市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、市民団体が市議会議員の解職の是非を問う住民投票実施に向けての署名活動中で、この活動により住民投票制度への関心が高まると考えられる。</li> <li>・平成20年4月2日付けで市民団体より、生駒市長に対して常設型住民投票条例検討の要望書提出あり。</li> <li>・市民自治検討委員会にて市民投票の規定の協議の際にも、常設型・個別型、投票請求、発議、投票資格、成立要件等については、別途委員会設置し、費用面も含めて広く意見を聴きながら検討すべきとの結論が出た。</li> <li>・今後は、平成22年度以降に市民自治推進会議若しくは別組織を立ち上げ検討が必要と考える。</li> </ul>

2 健全で効率的な 行財政運営	(5) 健全で効率的な行 財政運営の推進	①マネジメントサイクル (各計画の進行管理)の導 入	総合計画及び行政分野の各計画について、 計画・実施・評価・改善のマネジメントサ イクルによる進行管理を的確に行うため 制度の検討をする必要がある。	第19条	企画政策課	総合計画を含めた行政分野の各計画についての適切な進行管理については、一部計画について は、公募市民を含めた委員会が設置されている、又は設置を予定している。全ての計画に対する 委員会の設置は、各計画を所管する所属の判断に任せられるところであるが、適切な進行管理を 図るためには、一定の制度の構築が必要であり、今後については、他市の事例等を参考に制度の 導入の検討を進めていきたい。
2 健全で効率的な 行財政運営	(5) 健全で効率的な行 財政運営の推進	②中・長期財政計画の検討 (財産の管理計画とリンク)	同左	第30条	財政課	現在、中期財政計画策定済み。市の財政は国の政策等による影響が大きいことから、5年間のロ ーリング方式で行っている。 現在の中期財政計画は、一般財源と一般財源充当経常経費の差額から、投資的経費にどのくら い費やすことができるかを推し量るものである。これを実施計画や予算編成に反映させることに より、健全な財政を確立することは可能である。
2 健全で効率的な 行財政運営	(5) 健全で効率的な行 財政運営の推進	③予算執行計画の見直し 検討	同左	第31条	財政課	予算執行方針は毎年度策定済み。 予算執行計画は未策定。原課の負担増になる。現在の市の財政状況、会計運営から考えて、一時 借入金をするにはありえないため、執行計画を立てる必要がない。一時借入金をするような状 況になれば必要である。 予算編成過程の公表は実施済み。
2 健全で効率的な 行財政運営	(5) 健全で効率的な行 財政運営の推進	④財産の管理計画の検討	ライフサイクルコストを踏まえた検討が 必要である。	第32条	企画政策課 施設整備課	ライフサイクルコストについては、平成16年にライフサイクルコストの算定を行っており、一 定の把握はしているところである。また、行政改革大綱アクションプランの一項目にもライフサ イクルコストを踏まえた事業実施の仕組みを構築することが挙げられていることから、実施に向 けて検討する。
2 健全で効率的な 行財政運営	(5) 健全で効率的な行 財政運営の推進	⑤行政評価と市民参画を 検討	施策評価及び事務事業評価を導入して、予 算制度と連携した市民参画(外部評価)に よる行政評価を検討する必要がある。	第34条	企画政策課  財政課	市民参加による行政評価の検討については、第5次総合計画策定後に進行管理を審議する組織と して公募市民を含む委員会の設置を予定しており、当委員会又は行政改革推進委員会において施 策評価や事務事業評価を審議し、その審議結果を受けて次年度予算に反映させていく仕組みの構 築を図っていききたいと考えている。 施策評価、事務事業評価を予算編成と連携することは可能。 厳しい財政事情を考えると、施策評価、事務事業評価とともに事業仕分けをすることで、新たな 財源を生み出し、社会保障費等の増大する財政需要に対応することが望ましい。
2 健全で効率的な 行財政運営	(5) 健全で効率的な行 財政運営の推進	⑥機能的かつ効率的な組 織編成を検討	同左	第22条	企画政策課	組織については、平成19年及び平成20年に組織条例改正案を議会へ提案しているが、ともに 否決されている。 職員数減少への対応及び市民の目線に立った利便性の高い機能的な組織を編成するため、平成 22年3月議会への組織条例改正案の提出を予定しており、他市などの状況も調査し、現在検討 作業を行っているところである。
2 健全で効率的な 行財政運営	(5) 健全で効率的な行 財政運営の推進	⑦外部監査制度を検討	同左	第35条	監査委員事務局	監査委員制度について、第29次地方制度調査会の専門小委員会で、監査委員を議会が選任する 方法に改正する案など、自治体の監査機能強化について議論されており、条例制定、金額等も考 慮に入れると、国の動向を待つ外部監査制度を検討するほうが得策と考える。なお、外部監査 の導入については、監査委員の権限ではなく、市長が外部監査人と契約し実施することとされて おり、当然に監査委員事務局の担当とはならないと考えるので、国の動向を待つ間に生駒市とし て、外部監査を実施する場合の担当課をどこにするのかも決定しておく必要がある。組織機構は 企画政策課が担当であるので、改めて市民活動推進課から企画政策課に通知いただきたい。

2 健全で効率的な 行財政運営	(6) 職員の人材育成	①人材育成を図る	生駒市人材育成基本方針（21年4月）に 基づき運用。	第15、 23条	職員課	平成21年4月に生駒市人材育成基本方針を策定。 基本方針を職員に周知し、職員の意見や要望などを広く徴するため、全職員を対象とした人材育成基本方針に係る研修を管理職と管理職以外の一般職員ごとに分けて、実施した。 この研修を通して、本市の人材育成の基本的考え方や求められる職員像等を説明するとともに、質疑応答・意見交換を行い、基本方針の共有化を図った。 今後、基本方針に基づき、人事制度の運用や職員研修等を行い、健全で効率的な行政運営を担う人材育成に取り組むものである。
3 他市等との連携	(7) 他市等との連携	①危機管理体制及び広域 連携（関係機関及び他の自 治体等）の充実	市町村広域災害時の相互応援体制、医療、 消防、河川環境保全等について検討する必 要がある。	第27、 52条	防災対策課	現在、各機関と種々の協定を締結しており、一定の成果を上げている。今後は、生駒市地震防災 対策アクションプログラムに基づいて、未締結の分野、不足事項について、協定の締結など体制を 強化、補足していく必要がある。期間については、生駒市地震防災対策アクションプログラムにお いて、短期（2年）、中期（5年）、長期（10年）の概ねの規定をしている。
					企画政策課	現在、消防に関しては、北和都市連合協議会において消防協定を締結しており、消防の応援体制 の強化を図っているところであるが、今後平成25年を目途に県を一つとして広域化を予定して いる。 河川環境保全については、平群町との竜田川クリーンキャンペーンとして廃食用油の回収を共 同で実施し、現在BDFの活用を平成21年度中に実施する予定である。 医療については、現在各病院において救急2次輪番制による協力を実施しているところである が、今後市として独自に他市等との連携を行っていくことについては、医療体制の状況等を勘案 しながら、検討を行っていきたいと考えている。
					環境事業課	・災害時等緊急時における一般廃棄物の処理については、本市を含む県下12市及び1一部事務 組合との間で相互応援協定を締結している。今後さらに他市町村との連携を進める。 ・廃棄物処理の広域的な実施については、効率的・合理的・経済的であることから、中・長期的 な課題として、近隣市町等と連携を図り、検討を進める。
					環境政策課	国土交通省、奈良県、大阪府、流域36関係市町村により構成される大和川水環境協議会で、大 和川の再生に向けた活動に参画するほか、竜田川については竜田川流域生活排水対策推進会議 （平群町、斑鳩町）にて生活排水対策事業を統一的に実施する。 また、河川水質の異常時においては、異常水質対応措置要領に基づき奈良県等関係機関相互の連 絡を密にし、速やかに対応する。
					消防	(応援協定の現状) 消防法第39条 ・ 隣接市町村消防相互応援協定（県外隣接、2以上の市町村応援協定を含む。） 8協定締結 ・ 第2阪奈有料道路応援協定（1協定締結）・ 奈良県消防広域相互応援協定（1協定締結） (要綱等による応援) 消防法第44条 ・ 緊急消防援助隊要綱（国の広域応援体制） (奈良県消防広域化) 奈良県を1の消防本部とする市町村消防の広域化 現在までの進捗 ・ 平成21年4月 奈良県消防広域化協議会設置（県下全市町村） （幹事会、専門部会等の下部組織を設け検討中） 今後の予定 ・ 平成23年度 奈良県広域消防運営計画の策定（目安） ・ 平成25年4月 奈良県広域消防発足 上記（広域化の今後の予定を除く。）は、既に締結、要綱等による整備済みである。  平成25年4月を目途に進められている広域化が実現すれば、隣接応援協定の内、県内とのもの は、事実上消滅する。 ただし、隣接県外（各消防本部がそれぞれ締結）との協定は同協議会で検討が必要となる。 また、広域化は、消防団を含まないため、広域化後の奈良県1消防と各市町村とで、消防団との 連携についての協議は必要である。 同様に市町村の防災、国民保護担当部局との連携等についても調整検討が必要となる。

4 条例の見直し	(8) 条例の見直し	①自治基本条例の見直し	市民自治推進会議の中で見直し案を検討	第54条	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内で見直しを行ってく。</li> <li>・9月27日開催のタウンミーティングにおいても、条文の一部表現（第18 まちづくり参画における市の責務の条文に「人種」の文言の追加）について意見が出されたため、こういった市民からの意見や庁内意見の取り纏めを行いながら、見直し案を作成していく。</li> <li>・見直しについても、市民自治推進会議の所掌事項として検討していく。</li> </ul>
----------	------------	-------------	--------------------	------	---------	---